

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第四条の二、第八条関係）			
一	機 関 総務局 総務課	出納員 参事	委 任 事 務 一・二（略） 三 新型コロナウ イルス感染症対 策寄附金に係る 現金及び有価証 券の出納及び保 管
（略）	（略）	（略）	（略）
八	健康福 祉局健 康危機 管理課	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
十	健康福 祉局医 療介護 人材課	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第四条の二、第八条関係）			
一	機 関 総務局 総務課	出納員 参事	委 任 事 務 一・二（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
八	健康福 祉局健 康福祉 総務課	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
十	健康福 祉局が 健康福 祉局が ん対策 課	課長	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（略）																				
（略）	（略）	課 り 推 進	康 づ く	社 局 健	健 康 福	人 材 課	療 介 護	社 局 医	健 康 福				社 局	健 康 福						
（略）	（略）	員 課 出 納	課 り 推 進	康 づ く	社 局 健	健 康 福	（略）					出 納 員	策 担 当	染 症 対	ル ス 感	ナ ウ イ	型 コ ロ	社 局 新	健 康 福	
（略）	（略）																			
（略）																				
（略）	（略）						人 材 課	療 介 護	社 局 医	健 康 福	課 ん 対 策	社 局 が	健 康 福							
（略）	（略）						（略）				員 課 出 納	課 ん 対 策	社 局 が	健 康 福						
（略）	（略）																			